

## 老喜の里 地域密着型通所介護相当事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人小羊会が開設する老喜の里地域密着型通所介護相当事業所（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護相当の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または介護職員等の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護相当を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第7章の規定を遵守する。
  - 4 地域住民の集いの場として、地域福祉的な役割を持った運営を図る。
  - 5 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるとともに、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修の機会を確保する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター老喜の里
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市沖島町343番地の3

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（従業者と兼務）  
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者  
生活相談員 1名以上（管理者と兼務）  
利用者及び家族からの相談に応じ、従業者に対する相談助言及び技術指導を行う  
事業所に対する地域密着型通所介護相当の利用の申し込みや関係機関との連絡・調整等を行い、従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成を行う。  
介護職員 2名以上  
利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。  
機能訓練指導員 1名  
機能低下を防止するための機能訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 火曜日、木曜日、金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日を除く。  
(都合で変更する場合がある)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後2時45分までとする。

(地域密着型通所介護相当の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日10人とする。

(地域密着型通所介護相当の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 地域密着型通所介護相当の内容は次の通りとし、地域密着型通所介護相当を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護相当が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 入浴サービス
  - (2) 食事
  - (3) 生活相談
  - (4) レクリエーション
  - (5) 機能訓練
  - (6) 健康チェック
  - (7) 送迎
- 2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
- (1) 昼食代(お茶・コーヒー・おやつ含) 850円
  - (2) おむつ代
  - (3) その他の日常生活費用(レクリエーション費、材料費など)
  - (4) 前号に掲げるものの他、地域密着型通所介護相当の提供において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者には負担を求めることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(利用契約)

第8条 地域密着型通所介護相当の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して地域密着型通所介護相当利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を締結するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市沖島町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、地域密着型通所介護相当の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第11条 本事業所に勤務する職員は、地域密着型通所介護相当の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業所が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

第13条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果についても、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了承を得るものとする。

(人権の擁護・虐待防止)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する

(苦情処理)

第16条 提供した地域密着型通所介護相当に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、地域密着型通所介護相当事業の実施中の事故発生に対し、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 3 管理者は、施設加入の損害保険会社に、必要に応じて状況報告をし、事後に備えるものとする。
- 4 家族等の交渉の窓口は、管理者とし、誠意を持って対応していく。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は従業者ではなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人小羊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 5 事業所は、適切な地域密着型通所介護相当の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果についても、従業員に周知徹底を図る。
  - 3 虐待の防止の為の指針を整備する。
  - 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町へ通報するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護相当の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

- 第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(附則)

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

(改定)

第5条(1) 営業日の変更

第7条2(1) 昼食代の変更

平成17年10月1日から施行する

(追加)

第5条(1) (都合で変更する場合がある。)

平成18年1月1日から施行する。

(改定)

第5条(1) 営業日の変更

平成20年1月1日から施行する。

第5条(1) 営業日の変更

平成20年4月1日から施行する。

(削除)

第7条(4)

平成20年4月1日から施行する

(改定)

第5条(2) 営業時間の変更

平成24年4月1日から施行する。

(削除)

第14条 秘密保持等

(追加)

第2条 運営の方針、第14条 個人情報の保護

平成27年4月1日から施行する。

第7条 利用料の変更

平成27年8月1日から施行する

運営規程内随所 サービスの種類変更

平成28年4月1日から施行する

第2条 運営の方針 5 利用者の人格の尊重を追加

第7条 2(1) 昼食代の変更

第13 2 感染症対策に関する事項の変更

第18条 その他運営についての留意事項 5 ハラスメントに対する事項を追加

第19条 虐待防止に関する事項の追加

第20条 業務継続計画 (BCP) に関する事項の追加

第21条 地域との連携を追加

令和6年4月1日より施行する。